

Crown Agents Limited (CAL) の清算手続とクラウンエイジェンツ・ ジャパン (CAJ) の業務に与える当面の影響について

2024年8月2日
半蔵門法律事務所
弁護士中野由紀子

要旨

- ・ CAJは、CALとは別個の法人格を有しており、CALの清算手続がCAJの運営に直接の影響を与えることはない。
- ・ CAJは、CALとは独立した法人として、被援助国政府との間でODA（政府開発援助）の調達代理契約を締結しており、金融機関に開設された調達口座の名義も「クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社」であるところ、同預金口座内の資金がCALの資産と見なされることはない。

CAJとCALとの関係

CAJは、平成25（2013）年1月に、日本法に基づき日本国内で設立された株式会社である。CAJは、CALとは別の法人格を有する法的に独立した存在である。

CALとCAJの財務は相互に独立しており、CAJの資産は、CALの財務には含まれていない。したがって、CAJの資産が、CALの清算手続の対象となることはない。

なお、CAJは、CALに対して債権を有しており、CAJはCALの債権者として、CALの清算手続に関与することを予定している。

CALが清算手続に入ったことにより、CALは業務を停止するが、以上のとおり、CAJは独立した法人として事業活動を継続することが可能であり、現に継続している。

調達業務との関係

CAJは、CALとは別の法人格を有する独立した法人として、被援助国政府

との間で政府開発援助（ODA）の調達代理契約を締結している。CAJが契約主体となっている調達案件及び関連する経費・資金については、完全にCAJが管理しており、CALの資産とは明確に区別されている。

ODAの調達業務の実施のために、金融機関に開設された口座の名義は「クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社」であり、また、同口座内の資金は、あくまで調達目的の利用に限定されている。

したがって、同預金口座内の資金がCALの資産と見なされることはなく、また、CALの債権者が、調達口座の資金を含めたCAJの資産に対し、これをCALの資産と同視して清算手続を行うことはできない。CAJの資金はCAJが独立して管理しており、CALの清算手続の対象となることはない。

結論

以上のとおり、CALの清算手続が進行しても、CAJは引き続き調達実施機関として契約に基づく活動を継続することが可能であり、調達口座の資金がCALの清算手続の対象となることはない。

以上